（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三十条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和五年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　［略］ ２　［略］ ３　前二項の規定は、中間連結会計期間に係る第二種中間連結財務諸表につき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二百九十三条において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「場合」とあるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と、「第八条の三」とあるのは「第百九十二条」と読み替えるものとする。 ４　第一項及び第二項の規定は、中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表につき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第百八十一条において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二項中「場合」とあるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と、「第八条の三」とあるのは「第九十六条」と読み替えるものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**附　則** （経過措置） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ３　前二項の規定は、中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表につき、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）第七十条の五において準用する場合について準用する。この場合において、前項中「場合」とあるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三」とあるのは「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第四条の二」と読み替えるものとする。 ４　第一項及び第二項の規定は、連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表につき、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）第八十三条の五において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二項中「場合」とあるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三」とあるのは「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条の三」と読み替えるものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融庁組織規則の一部改正）

第三十一条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官等） **第八条**　［略］ ［２～５　略］ ６　国際会計調整官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第三百十二条に規定する国際会計基準をいう。）に係る調整に関する事務に従事する。	（企画官等） **第八条**　［同上］ ［２～５　同上］ ６　国際会計調整官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条に規定する国際会計基準をいう。）に係る調整に関する事務に従事する。